

カスタマーハラスメント対策方針

栃木県社会保険労務士会は、全国社会保険労務士会連合会の方針に則り、皆さまに信頼できる情報を発信し、社会保険労務士が企業の経営者の皆様とともに、労働者が安心していきいきと働くことができる「人を大切にする企業」づくりと、安心して暮らせる「人を大切にする社会」の実現を目指した取り組みを推進しています。

一方で、お問い合わせをいただく皆さまからの要求や言動の中には、ひどい暴言、著しく不当な要求など、社会通念上不相当なものであって、職場環境の悪化を招くものも見られます。これらカスタマーハラスメントに該当すると考えられる行為に対しては、毅然とした対応を行います。

カスタマーハラスメントに該当する行為

※以下の記載は例示であり、これらに限られるものではありません。

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言）
- ・威圧的な言動
- ・土下座の要求
- ・継続的な言動、執拗な言動
- ・拘束的な行動（不退去、居座り、監禁、長時間におよぶ電話）
- ・差別的な言動
- ・性的な言動
- ・職員個人への攻撃、要求
- ・正当な理由のない商品交換の要求、金銭補償の要求、謝罪の要求